

# 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

管理No. \_\_\_\_\_

サービス契約の締結にあたり、下記により重要事項を説明しました。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

事業所の所在地 吾川郡いの町6483-8

事業所の名称 有限会社 第一四国

専門相談員の氏名 \_\_\_\_\_

印

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受けました。

御利用者の住所 \_\_\_\_\_

御利用者の氏名 \_\_\_\_\_

印

## 1. 事業所の概要

事業所名	有限会社 第一四国
所在地	吾川郡いの町6483-8
指定事業者番号	3972400430
管理者・連絡先	藪田 誠一・088-893-3217
サービス提供地域	高知市・南国市・土佐市・須崎市・安芸市・室戸市 吾川郡・高岡郡・土佐郡・長岡郡・香美郡・安芸郡

## 2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名
専門相談員	名(常勤) 名(非常勤) 名

## 3. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日	営業時間	午前8時30分～午後17時15分
-----	---------	------	------------------

注) 日曜・祝祭日・年末年始(12/30～1/3)は休業です。

## 4. サービス内容

・貸与できる福祉用具は、介護保険法で定める福祉用具貸与事業の対象種目となります。

福祉用具貸与事業の対象種目			
①車いす	②車いす付属品	③特殊寝台	④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具	⑥体位変換器	⑦手すり	⑧スロープ
⑨歩行器	⑩歩行補助つえ	⑪認知症老人徘徊感知器	⑫移動用リフト

・専門相談員が利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整、取扱説明また、安全上の注意点の説明を行います。

## 5. 利用料金及び利用者負担金

・介護保険の適用がある場合は、下表利用料の1割(利用者負担料)が利用者負担金となります。

・介護保険の適用がない場合は、下表利用料が利用者負担金となります。

種 目	品 目	単 価 (月額)	個 数	利用料 (10割)	利用者 負担料

・月の途中に於ける貸与開始又は貸与終了の場合の利用料及び利用者負担料は下表の通りです。

貸与開始又は貸与終了日	利用料
貸与開始日が1日～15日の場合	1ヶ月分の利用料(利用者負担料)
貸与開始日が16日～月末の場合	半月分の利用料(利用者負担料)
貸与終了日が1日～15日の場合	半月分の利用料(利用者負担料)
貸与終了日が16日～月末の場合	1ヶ月分の利用料(利用者負担料)

## 6. お支払い方法

- ・貸与サービス利用料は、前月分のサービス利用料を訪問時に集金させていただきます。
- ・貸与終了時の貸与サービス利用料は、前月分のサービス利用料と当月の終了日までのサービス利用料を訪問時に集金させていただきます。

## 7. 交通費

- ・サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、サービス提供地域を越えた地点から居宅までの往復距離について下記交通費を負担して頂く事になります。

サービス地域から往復 100km～200km未満	自動車を使用	1200円
サービス地域から往復 200km以上	自動車を使用	15円/km

## 8. 相談窓口・苦情対応

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社 相談窓口	電話番号	088-893-3217
	FAX 番号	088-893-3556
	責任者	藪田 誠一
	対応時間	営業日の午前8時30分～午後17時15分

- ・その他の相談・苦情相談窓口

市区町村名	
電話番号	
担当部署	
備考	

国保連合会	高知県国民健康保険団体連合会
電話番号	TEL 088-820-8410 / 088-820-8411
担当部署	介護保険課 介護保険係
備考	

## 9. 当社の概要

名称	有限会社 第一四国
代表者名	代表取締役 藪田 誠一
所在地・電話番号	吾川郡いの町6483-8 TEL 088-893-3217

## 10. 守秘義務

- ・事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た契約者又は、その家族の秘密を漏らしません。
- ・事業者は、サービス従事者が退職後、在職中に知り得た契約者又は、その家族の秘密を漏らす事がないように必要な処置を講じます。
- ・事業者は契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、また、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス従事者に契約者又は、契約者の家族の個人情報を用いる事は致しません。但し、レンタルサービスにあたって他の事業所間同士で相談が必要な場合、同意があったものとします。